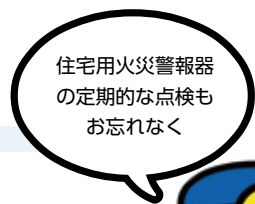


富士山南東消防本部 令和2年火災・救急・救助統計

市内では火災・救急・救助ともに減少

令和2年中に出動した火災・救急・救助統計を公表します。管内で起きた火災の半数以上は建物火災です。火の取り扱いには十分注意してください。

富士山南東消防本部総務課
972-5801



管内件数

() 内は前年比

	管内(裾野市・三島市・長泉町)	裾野市
火災	44件 (+1)	15件 (-4)
救急	7,652件 (-894)	1,870件 (-234)
救助	73件 (-24)	13件 (-14)

裾野市の火災統計

●火災種別件数

建物火災	8件 (±0)
林野火災	0件 (-1)
車両火災	3件 (-4)
その他の火災	4件 (+1)

裾野市の救急統計

●事故種別出動件数

急病	1,049件 (-163)
一般負傷	293件 (-25)
交通	115件 (-4)
その他	413件 (-42)

●搬送人員 1,719人 (-209)

死亡	25人 (-1)
重症	180人 (-34)
中等症	884人 (-54)
軽症	630人 (-120)

●搬送者内訳

新生児(生後28日以内)	0人 (-1)
乳幼児(生後29日以上満7歳未満)	68人 (-32)
少年(満7歳以上満18歳未満)	62人 (-36)
成人(満18歳以上満65歳未満)	563人 (-91)
高齢者(満65歳以上)	1,026人 (-49)

注意！あなたの土地が狙われています

土地所有者の皆さん、甘い言葉にご注意を



市では、市民の皆さんの安全で良好な生活環境を確保し、自然環境の保全及び災害を防止するため、一定規模以上の土砂などによる土地の埋め立てに「裾野市土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例」を定めています。

土砂などの埋め立てには許可が必要な場合も

次のいずれかに該当する事業は許可が必要になります。

- 事業区域の面積が500㎡以上の事業
- 事業区域の面積が500㎡未満であって、次のいずれかに該当する事業
 - ①当該事業区域と一団の土地と認められる区域で、当該事業に着手する日前3年以内に事業が行われ、または行われている場合は、その面積の合計が500㎡以上となる事業
 - ②土砂などの量が500㎡以上となる事業

甘い言葉に、ご注意を

市内で「良い土があるので無料で埋め立てをしてあげます」「一時的に資材置き場として貸して欲しい」「優良農地に造成します」などと言葉巧みに土地所有者に同意をとり、許可を受けずに土砂などの搬入をはじめ、山のように建設残土を埋め立てる事例が発生しています。このような場合に安易に口頭で了解したり、書類に判を押したり、金銭を受け取ったりすると、後で信頼のおけない業者と分かって違約金などのことを考え、業者の言いなりになってしまうおそれがあります。

これらの責任や処理費用の負担は行為者だけでなく、土地所有者に及ぶこともあります。犯行の手口や被害の実態などを把握し、自分の土地は自分の手で守ってください。

まちづくり課 995-1828

3/27(土)・28(日)市役所休日窓口開庁

異動などで忙しい時期の手続きをサポート



市民課、国保年金課、保育課、学校教育課、子育て支援課では、春の異動時期に合わせて、休日の窓口事務を行います。

時 3月27日(土)・28日(日) 8時30分～12時

他 他の官公庁などに確認が必要な事務は、原則として取り扱いできません。各支所では行いません。

市民課 ☎995-1812	<ul style="list-style-type: none"> ● 転入、転出、転居などの住民異動事務 ● 戸籍証明、住民票の写し、印鑑証明書などの発行、印鑑登録、旅券の交付 ※旅券の申請は取り扱いできません。 ● マイナンバーカード交付事務
国保年金課 国保係 ☎995-1814 年金後期高齢者医療係 ☎995-1813	<ul style="list-style-type: none"> ● 国民健康保険の加入、脱退の事務 ※健康保険などの加入・脱退連絡票がない場合は取り扱いできません。 ● 国民年金の手帳再交付申請（1号被保険者のみ）、取得届、喪失届、免除、納付猶予、学生納付特例の受け付けなどの事務 ※健康保険などの加入・脱退連絡票のない取得届、喪失届、裁定請求、未支給請求、高齢任意加入事務など年金事務所に照会を要する事務は取り扱いできません。 ● 後期高齢者医療保険の原則として全ての事務 ※保険証などは後日郵送します。
保育課 ☎995-1822	<ul style="list-style-type: none"> ● 市立幼稚園児の入園、退園に係る事務 ● 保育園児の入園、退園に係る事務
学校教育課 ☎995-1838	<ul style="list-style-type: none"> ● 小・中学生の転入、転出に係る事務
子育て支援課 ☎995-1841	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童手当の申請と消滅などに係る事務 ● 乳幼児、こども医療費に係る事務

下水道供用開始区域拡大

3/31(水)から富沢・平松・佐野・桃園の一部で



3月31日(水)から、富沢・平松・佐野・桃園の一部で公共下水道を使用できるようになります。

下水道への接続工事は6カ月以内に

新たに公共下水道が使用できるようになると、市で供用開始の公示をします。公共下水道を使用できる区域に該当する人は、使用開始の日（3月31日）から6カ月以内に、市が指定した排水設備指定工事店に依頼し、排水設備接続工事を行ってください。市指定の排水設備指定工事店は、市公式ウェブサイトをご覧ください。

☎上下水道工務課 995-1835

公共下水道の使用量は水道使用量に依る

下水道の使用料がかかるのは、排水設備工事が完了し、実際に下水道の使用を開始してからです。使用した水道の量を汚水の量として、公共下水道の使用料を決めます。

☎上下水道経営課 995-1836

